

尾 花 沢 市 入 札 説 明 書

【債務負担行為】令和7～9年度 尾花沢市立尾花沢小学校新設工事に係る入札公告に基づく尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格

- (1) 「尾花沢市競争入札参加資格者名簿に登載されている者」とは、令和7・8年度の競争入札参加資格申請を行い受理されている者をいう。
- (2) 「尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（申請者の提出期限の日）から入札執行日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書（添付書類を含む。以下「申請書」という。）を提出できない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (4) 「尾花沢市建設工事請負契約約款第49条第1項第11号の規定（「暴力団排除条項」以下同じ。）に該当しないこと」とは、入札参加資格確認申請書提出の日から当該工期までのいずれかの日においても、暴力団排除条項に該当しないことをいう。

2 入札手続等

- (1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
なお、確認資料として提出する資料は受注者責任において用意すべきものであり、発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。
- (2) 申請書の提出は、公告で指定された受付場所へ持参するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは、受付けない。
- (3) 受付期間以降における申請書の差し替え及び再提出は、認めない。
- (4) 入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求めることがある。

3 配置予定技術者

- (1) 入札公告において、配置予定技術者（以下「技術者」という。）に一定の資格要件を設定している場合、「これと同等以上の資格を有する者」としたときの「これと同等以上の資格」とは、原則、同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したものとする。
- (2) 技術者は、原則として変更できないこと。また、契約時において、当該技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。
- (3) 技術者は、複数の候補技術者を記載することができる。
- (4) 技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、当該工事の契約時まで、当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡し完了の見込みである場合は、この限りでない。

4 入札参加資格確認結果及び審査結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年5月26日（月）までに通知する。

5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、その理由の説明を求めることができる。

ア 受付期限 令和7年5月30日（金）午後4時

イ 受付場所 尾花沢市役所財政課財産管理係

電話 0237-22-1111 内線241

ウ 提出方法 書面は、持参により提出するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは受付けない。

(2) 説明を求められた場合、令和7年6月4日（水）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 設計図書等の閲覧及び配付

当該工事に係る設計図書等について、次により閲覧及び配付を行う。

(1) 閲覧及び配付が可能な設計図書等

ア 図面

イ 仕様書

ウ 設計書

(2) 閲覧期間及び配付期間

入札公告の日から入札執行日の前日まで（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(3) 閲覧の場所及び配付の場所

ア 閲覧及び配布の受付 尾花沢市教育委員会 統合小学校建設課

イ 配布方法 データ共有サービスにて配布

※データ共有サービスでの配布にあたり事前に登録作業が必要です。登録方法は電子メールでご案内しますので、来庁の際にメールアドレスをお知らせください。

7 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書等及び入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い電子メールにより提出すること。

ア 受付期間

令和7年5月7日（水）午前9時から6月2日（月）午後4時まで

イ 提出先

尾花沢市教育委員会 統合小学校建設課

メールアドレス：s_tougou@city.obanazawa.yamagata.jp

ウ 提出方法

書面は電子メールにより提出するものとし、その他の提出方法は受付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子メールにより回答する。

ア 回答期限 令和7年6月5日（木）午後5時

8 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取りやめることがある。

9 総合評価落札方式に対する質問

- (1) 総合評価落札方式に対する質問がある場合は、次に従い電子メールにより提出すること。

ア 受付期間

令和7年5月7日（水）午前9時から5月14日（水）午後4時まで

イ 提出先

尾花沢市教育委員会 統合小学校建設課

メールアドレス：s_tougou@city.obanazawa.yamagata.jp

ウ 提出方法

書面は電子メールにより提出するものとし、その他の提出方法は受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子メールで回答するとともに、ホームページにも掲載する。

ア 回答期限 令和7年5月19日（月）午後5時

10 総合評価落札方式に関する事項

(1) 技術資料に対する評価基準

提出された技術資料について、「尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）実施要綱」及び「総合評価（簡易Ⅱ型）一般競争入札落札決定基準」に基づき加算点を算出する。なお、加算点の最高点は12点とする。詳細は別紙に記載のとおりとするが、技術資料の作成及び提出等に要する一切の費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された技術資料は、契約事務、技術審査、監督及び検査以外に提出者に無断で使用しないこととする。ただし、技術資料に虚偽記載等の行為があった場合には、契約の解除や尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づき、指名停止措置をおこなうことがある。

(2) 品質等確実点

山形県県土整備部策定の総合評価落札方式運用ガイドラインで定めるとおり、国土交通省の施工体制確認型総合評価落札方式の考え方に準じて評価を行う。品質等確実点については8点とする。ただし調査基準価格を下回った入札者は0点とする。

(3) 総合評価の方法

提出された入札書及び技術資料を総合的に評価する。

総合評価の方法は、上記評価基準に基づき配点し、その点数（加算点）、品質等確実点、標準点の合計点を入札価格で除して、評価値を算出する。

評価値＝{価格以外の要素（標準点＋加算点＋品質確実点）／入札価格}×1億

評価値は算出後小数点以下第4位を四捨五入する。

評価値の最も高い者が落札者となるが、評価値が同点の場合には、くじで落札者を決定する。

※標準点：発注者が示した標準仕様を満足する場合に付与する値。（100点）

加算点：技術力・地域性に応じて評価した値。（最高12点）

品質等確実点：品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した値。（8点）

入札価格が、調査基準価格未満の場合は0点とする。

(4) 技術資料の履行確保について

技術資料中の内容について請負者の責に帰すべき事由により不履行が認められた場合、尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）実施要綱に基づき、次の算式により工事成績評定点の減点及び契約金額の減額のペナルティを行う。

ア 工事成績評定点の減点

【技術力・地域性】

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

※最大値 8 点は、工事成績評定審査項目別運用表「法令遵守」の文書注意相当の減点値

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点) ($\beta < \alpha$)

算出された点数については、小数点以下第 1 位未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した値とする。

イ 契約金額の減額

$$C' = \{ (100 + \beta) / (100 + \alpha) \} \times C$$

C : 当初（変更がある場合には変更後）の契約金額(円・消費税抜き)

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じた加算点 (点) ($\beta < \alpha$)

C' : 達成度合いに応じた契約金額 (円・消費税抜き)

算出された金額については、小数点以下の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した金額とする。

1.1 入札及び開札

入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、辞退する入札の工事名、入札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面に代表者印を押印し、入札日時前までに提出するものとする。

(1) 入札は、持参によるものとする。

(2) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(3) 入札に際し、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(4) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。なお、提出された積算内訳書は、返却しない。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 次に掲げる入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札（代理人が入札する場合、委任状に記載されている代理人名及び使用印鑑がない入札）

エ 金額を訂正した入札

オ 鉛筆等、修正可能な筆記用具で記載した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした入札

ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

コ 入札書に添付して提出することが義務づけられた積算内訳書その他の資料の提出がない入札

サ 入札金額と積算内訳書の金額が異なる入札

シ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

- (7) 入札をした者は、入札後に現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由にして、異議を申し立てることができない。

1.2 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、「評価値」が最も高い者を落札者とする。評価値が同点の場合にはくじで落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない尾花沢市職員にこれに代ってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (2) 「評価値」の最も高い者が提出した積算内訳書を確認のうえ落札を決定する。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。
- (4) 落札決定の時まで入札参加資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- (5) 尾花沢市建設工事低入札価格調査制度実施要綱で規定する調査基準価格以下で入札した者の評価値が最も高かった場合は、同要綱に規定する低入札価格調査委員会の審査完了後に落札者を決定する。

1.3 契約締結に関する事項

本工事に係る工事請負契約は市議会の議決を要するものであるので、市議会において可決された場合に本契約として成立するものとする。なお、否決された場合には契約締結が成立しないものとし、且つ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても、尾花沢市は一切その賠償の責を負わないものとする。

1.4 その他

- (1) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合又は入札に際して積算内訳書の提出がない場合においては、尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 落札者は、契約締結後1か月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。

- (4) 本工事の工期は、令和7～9年度の3ヶ年になっている。前払金は契約約款の規定により、令和7年度においては、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。
- (5) 尾花沢市建設工事請負契約約款に基づき、中間前払金の支払いを請求することができる。
- (6) 尾花沢市建設工事請負契約約款に基づき、部分払いの請求をすることができる。

1.5 提出書類

- (1) 尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）実施要綱によるもの。
 - ア 尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第3号）
 - イ 建設工事等に係る同種実績（様式第4号）
 - ウ 建設工事等に係る配置予定技術者の資格・実績（様式第5号）
 - エ 誓約書（様式第7号）
 - オ 総合評価値通知書の写し（直近のもの）
- (2) 尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）実施要綱によるもの。
 - ア 総合評価技術資料申請書（様式第1号）
 - イ 企業の施工能力に関する資料（様式第2号－1～2）
 - ウ 配置予定技術者の能力に関する資料（様式第3号－1～3）
 - エ 地域精通度に関する資料（様式第4号－1～2）
 - オ 地域貢献度に関する資料（様式第5号）
- (3) 尾花沢市建設工事特定共同企業体取扱要綱によるもの。
 - ア 特定共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 特定共同企業体協定書（様式第2号）
 - ウ 特定共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第3号）
 - エ 委任状（様式第4号）

※ 様式については、市ホームページ（<http://www.city.obanazawa.yamagata.jp>）に掲載。

**【債務負担行為】 令和7～9年度 尾花沢市立尾花沢小学校新設工事
総合評価落札方式の評価項目及び配点（簡易Ⅱ型）**

評価の 視点		評価項目	評価基準	評価基準点	
				評価点	配点
技術力	企業 の 能力	過去 15 年間同種工事 の施工実績	施工箇所が県内の同種工事の実績有り	2	8
			施工箇所が県内を除く東北地方での同種工事の実績有り	1	
			上記以外	0	
		過去 5 年間における工 事成績評定の平均点 (山形県発注工事の工 事成績評定点の平均 点)	84 点以上	2	
			81 点以上 84 点未満	1.5	
			78 点以上 81 点未満	1	
			75 点以上 78 点未満	0.5	
			75 点未満又は評定通知無し	0	
	技 術 者 の 能力	過去 15 年間同種工事 の施工実績	施工箇所が県内の同種工事の実績有り	2	
			施工箇所が県内を除く東北地方での同種工事の実績有り	1	
			上記以外	0	
		過去 5 年間における工 事成績評定の平均点 (山形県発注工事の工 事成績評定点の平均 点)	84 点以上	2	
			81 点以上 84 点未満	1.5	
			78 点以上 81 点未満	1	
			75 点以上 78 点未満	0.5	
			75 点未満又は評定通知無し	0	
地域性	地域 精 通 度	本店の所在地	市内に本店有り	1	4
			上記以外	0.5	
		市内業者の活用計画 (元請金額及び一次下 請金額における市内業 者の活用)	市内業者の活用割合が 50%以上	1	
			市内業者の活用割合が 30%以上 50%未満	0.5	
			市内業者の活用割合が 30%未満	0	
	地 域 貢 献 度	ボランティア活動実績	市内での活動実績有り	1	
			市内以外、県内での活動実績有り	0.5	
			上記以外	0	
		災害時対応に係る 活動実績	本市との災害協定の締結及び市内での活動実績有り	1	
			山形県との災害協定の締結及び県内での活動実績有り	0.5	
			上記以外	0	
			加算点合計		

（備考）

1. 技術評価点における標準点及び加算点については、技術資料が適正と判断される場合の標準点を100点とする。
2. 施工実績等において、欠格と判断された評価項目がある場合には、他の項目の評価等にかかわらず、入札参加資格がないものとする。
3. 地域性の技術評価点は、加算点に出資比率を乗じたものを合計し、小数点第三位以下を四捨五入したものとする。
4. 上記資料については、代表者及び構成員のすべての者が提出すること。